

申請の手引き 別冊
修景助成事業 Q & A

令和8年4月
公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
まちづくり推進部まちづくり支援課

目 次

I 修景助成の対象

1 全般

- Q1-1 景観形成基準と修景助成の関係性
- Q1-2 基準不適合となる部分が残る申請の取扱い
- Q1-3 既存建物の部分的な助成
- Q1-4 新築建物の部分的な助成
- Q1-5 設計料

2 建物本体工事

- Q2-1 屋根瓦
- Q2-2 助成率 1/4 となる外観が和瓦と同様の瓦
- Q2-3 茅葺き民家の金属板被せ
- Q2-4 基準不適合となる工事を含む修景工事
- Q2-5 太陽光パネルを載せた屋根
- Q2-6 外壁の塗替え
- Q2-7 窓の面格子
- Q2-8 外壁に取付ける木製縦格子
- Q2-9 GL（ガルバリウム）鋼板葺きの庇
- Q2-10 助成対象となるアルミ製建具
- Q2-11 外壁の板張り

3 外構工事

- Q3-1 植栽工事における多年草
- Q3-2 接道玄関部の舗装
- Q3-3 木塀
- Q3-4 プラスチック製の竹垣

4 建築設備工事

- Q4-1 GL（ガルバリウム）管の雨樋

5 掲出物

- Q5-1 地区指定により既存不適合となった屋外広告物の解体・撤去費

6 その他

- Q6-1 助成対象となる解体・撤去費
- Q6-2 看板建築の看板部分の解体・撤去費
- Q6-3 神社の鳥居や玉垣
- Q6-4 祠（ほこら）を囲む塀
- Q6-5 景観形成重点区域において助成率 1/2 となる建物
- Q6-6 景観形成重要建造物等における助成対象

Ⅱ 申請書の作成

1 申請書類

Q1-1 変更交付申請が不要な「軽微な変更」

2 申請額の算出方法

Q2-1 笠木を GL 鋼板とした木塀

Q2-2 瓦葺きで塗装（モルタル下地）した GB 塀

Ⅲ その他

Q1-1 所得税法上の修景助成交付金の取扱い

《R7 年度追加分》

Q1-1 和瓦葺き漆喰塗り箇所のはび割れコーキング補修

Q1-2 領収書としてのオンライン出力した「振込明細データ」

I 修景助成の対象

1 全般

Q1-1 景観形成基準と修景助成の関係性

A 歴史的景観形成地区指定に際して、古い町並みが多く残る旧街道沿いなどには「和瓦葺き」「板張り・漆喰塗り」などの厳しい基準が設けられている。歴史的景観を有する建物は、旧街道沿い以外にも広く点在しているが、地区指定のゾーニング上、それらはやむを得ず緩い基準のエリアに含まれることになる。そういった建物景観保全を支援するため、修景助成は景観形成基準に連動させずに地区全域の伝統的意匠・工法による修景にも助成し、地区全体の景観向上を図る仕組みとしている。



Q1-2 基準不適合となる部分が残る申請の取扱い

A 既存の建物を景観形成基準に適合するよう修景する費用は高額となるため、屋根・外壁などの部分的な修景についても「基準不適合個所の段階的な解消」として取扱うこととし、基準不適合となる部分が残る申請を認めている。具体的には、屋根（スレート葺）＋外壁（タイル張）ともに基準不適合である既存不適格建築物の屋根のみを基準適合となる「和瓦葺き」とする場合も助成対象としている。



Q1-3 既存建物の部分的な助成

A 基準適合建物にするための段階的な修景として、部分修景にも助成しているが、少なくとも景観形成基準の項目単位（屋根、外壁、建具等）で助成申請する必要がある。建物の各部位の最低申請単位は以下のとおりである。

《屋根》棟単位。ただし、下屋庇と大屋根は分けて申請可
《外壁》面単位。ただし、下屋庇の上下で分けて申請可
《建具》同一壁面上の建具を一括して申請。ただし、玄関戸は単独で申請可



Q1-4 新築建物の部分的な助成

A 新築建物は、原則、全ての基準項目（特に屋根と外壁）に適合させるように行政指導されるが、外壁基準が努力義務である地区が多いことから、和瓦葺きのみの助成申請を認める場合もある。「屋根だけ」「外壁だけ」に助成するかどうかは地区を所管する景観行政団体の方針による。



Q1-5 設計料

A 申請に際し、既存の平面・立面図等がない場合は、修景箇所や面積等がわかる写真やスケッチで代替可能としている。単なる屋根の葺替えの場合、建築士による設計※は不要と思われるが、工事に際し、図面作成が必要となる場合は、「設計料」ではなく「図面作成費用」として費用計上が可能である。なお、単なる屋根の葺替えを含め以下の場合には、「設計料」が認められないの

で留意すること。

ア 屋根の葺替え・修繕／ イ 単なる外壁材の更新・修繕／ ウ 塀の新設・修繕
(補足)

・「設計」の概念は、建築士法上のそれよりも狭義のものである。当該修景助成事業においては、単に既存の仕上げ材を他の材料に置き換えることを示すだけの図面作成は「設計料」としてではなく、「図面作成費用」として助成対象としている。

・「塀」は、デザインが確立された伝統的意匠のものを助成対象としていることから設計料は認めていない。

2 建物本体工事

Q2-1 屋根瓦

A 屋根瓦はその意匠・材料によって助成率が次の3区分に分かれる。
なお、②及び③への助成の可否判断は、その景観形成地区を所管する景観行政団体による。また、「洋瓦葺き」「平瓦葺き」は、外観を洋風に見せる、あるいはモダンに見せるために使用されるため、助成対象とならない。

《助成率 1/3》和瓦（粘土瓦）葺き（棧瓦及び本瓦葺き）

《助成率 1/4》「和瓦葺き」と同じ外観を有する瓦葺き

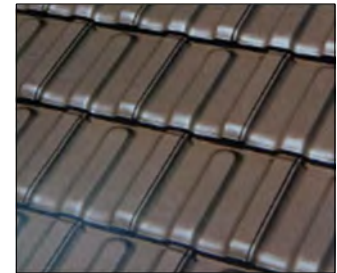
※材料は問わない。

【例外的な取扱い】

太子町斑鳩地区の基準は、和瓦葺きの他、S瓦葺き、各メーカーの瓦製品を認めていることから、これらについても助成率 1/4 となる。



いぶしの洋瓦（助成対象外）



平板瓦（助成対象外）

Q2-2 助成率 1/4 となる外観が和瓦と同様の瓦

A 波形の和瓦の形状を模した軽量金属瓦、樹脂混入繊維補強軽量セメント瓦等が対象となり、カナメルーフ（株）カナメ、ルーガ雅（ケイミュー（株））、積水ハウス SH-いぶし（積水ハウス）などの製品がこれに該当する。なお、これら以外の該当製品については適宜、案件ごとに協議することとなる。



ルーガ雅（ケイミュー（株））

Q2-3 茅葺き民家の金属板被せ

A 金属板は伝統的工法・意匠ではないが、その形態の維持保全が地域景観の保全に大きく寄与することから助成率 1/3 となる。



Q2-4 基準不適合となる工事を含む修景工事

A 屋根の基準が「和瓦葺き」である場所において、「屋根：和瓦葺き＋外壁：吹付仕上げ」である既存の建物を「屋根：平板瓦葺き＋外壁：漆喰塗り」とする場合、基準不適合工事（平板瓦葺き）を含むため、外壁の漆喰塗りも助成対象とならない。



Q2-5 太陽光パネルを載せた屋根

A 太陽光パネルの有無にかかわらず、和瓦葺きや和瓦風の屋根は助成対象となる。

(注) 伝建制度では主要な視点場から見える屋根への太陽光パネルの設置は許可されない。よって、伝建地区を含む景観形成地区(例：たつの市など)においては、当該市が「助成対象外」として取扱う(=市の上乗せ基準)場合がある。



Q2-6 外壁の塗替え

A 原則として単なる外壁の塗替えは、伝統的な修景ではなく通常以常に経費負担が発生する工事でもないため、助成対象とはならない。しかしながら、「景観の支障になる」として行政が文書通知により是正を求める場合においては、助成率 1/3 の対象となる。

(補足) 「景観形成重要建造物等」は建物の維持保全を目的とするため、単なる外壁の塗替えであっても助成対象となる。



Q2-7 窓の面格子

A 面格子は伝統的意匠でないため通常の助成対象とはならないが、伝統的な町家などへの使用が進んでいることから、木製面格子については助成率を 1/4 にして助成する。



Q2-8 外壁に取付ける木製縦格子

A 屋根を和瓦葺き(「和瓦葺きと同じ外観」を含む。以下同じ)とした建物については、上記「面格子」の取扱いに準じて、助成率 1/4 で助成する。



Q2-9 GL(ガルバリウム)鋼板葺きの庇

A GL 鋼板葺きは、一般市街地の建物にも広く普及している一般工法・材料であることから助成対象とはならない。

(補足) 伝統的意匠の木塀を設置する際に、その笠木に使用される GL 鋼板は例外的に助成対象として認められる。



Q2-10 助成対象となるアルミ製建具

A 基準のマンセル値を基準に適合させただけのアルミ製建具は助成対象外である。

ただし、伝統的意匠である「格子意匠の玄関戸」及び「ささら子板張り意匠の戸袋」のアルミ製建具については、「伝統的意匠と同じ外観を有する修景」として助成率 1/4 となる。



Q2-11 外壁の板張り

- A 助成対象とする板張りは、原則、勾配屋根の建物における伝統的意匠による「豎羽目板張り」及び「下見板張り」とする。



3 外構工事

Q3-1 植栽工事における多年草

- A 助成対象は樹木（低木を含む）に限られるため、助成対象ではない。



Q3-2 接道玄関部の舗装

- A 建物の門扉や壁面から後退した玄関扉と前面道路間の舗装面を景観的に配慮して修景する場合は助成対象とする。なお、助成率は建物の取扱いに準ずる。

- 伝統的意匠・工法（自然石、三和土(たたき)、洗い出し等）：
助成率 1/3
- 上記と外観が同様に見える一般工法：助成率 1/4



Q3-3 木塀

- A 歴史的な町並みに見られる伝統的意匠（豎板張り、大和張り、下見板張り等）による“笠木のある板塀”は助成率 1/3 となる。

なお、笠木材は瓦、GL 鋼板または木とする。



助成対象



助成対象外

Q3-4 プラスチック製の竹垣

- A プラスチック製の竹垣は、その光沢・質感から一見して自然素材ではないことがわかるため、助成対象外となる。ただし、その外観が自然素材と同様と認められる場合（例：艶消しのプラスチック製竹垣）は、別途協議する。



4 建築設備工事

Q4-1 GL（ガルバリウム）管の雨樋

- A 和瓦葺きの屋根に取付く金属製の雨樋で、意匠及び色彩に配慮したものは 1/3 助成の対象となる。



5 掲出物

Q5-1 地区指定により既存不適格となった屋外広告物の解体・撤去費

A 以下の場合には助成対象となる。なお、時間経過（5年）により「既存不適格扱い → 違反扱い」となったものは助成対象ではない。

ア 撤去する場合

イ 第2種禁止地域の基準に適合させるため、改修（表示面積を小さくする等）する場合（※周辺景観と調和したものにすることが大前提）



6 その他

Q6-1 助成対象となる解体・撤去費

A 既設の建築物（敷地周囲の門・塀を含む）の屋根や外壁等を改修する際の解体・撤去費は“修景にかかる費用”として助成対象となるが、既設の建築物の建替（門・塀の更新を含む）にかかる解体・撤去費は助成対象外となる。



Q6-2 看板建築の看板部分の解体・撤去費

A 修景工事に必要な撤去費は助成対象となる。正面外壁となる看板部裏側の修景作業と不可分の撤去作業であることから助成対象となる。

よって、建物裏側に位置する老朽化した「離れ」の撤去費等は助成対象とならない。



Q6-3 神社の鳥居や玉垣

A 修景助成は、地区指定により景観形成基準の遵守を課せられるために発生する過大な費用負担軽減のための助成である。鳥居は、景観形成地区指定及びその景観形成基準に依ることなく（朱色も可）設置可能なことから助成対象外となる。



Q6-4 祠（ほこら）を囲む塀

A 「祠」は歴史的景観形成地区の重要な景観構成要素ではあるが、景観形成基準の規制対象でないことから、助成対象とはならない。



Q6-5 景観形成重点区域において助成率 1/2 となる建物

A 「景観展望地点から見える建築物」であるか否かに関わらず、不特定多数の者が特段の制限を受けることなく通行または利用可能な道路その他の公共の場所から見える建物部分については助成率 1/2 が適用される（景観形成地区における助成の考え方と同じ）。

右図の着色建物に限定されないことに留意すること。



例：三木市三木城下町
景観形成重点地区

Q6-6 景観形成重要建造物等における助成対象

A 指定時に県が作成した指定書において、「指定建造物」として明記されているものが助成対象となる。

【指定建造物とその概要】

指定対象

- ①主屋 ②離れ ③北塀 ④西塀
⑤あずまや



II 申請書の作成

1 申請書類

Q1-1 変更交付申請が不要な「軽微な変更」

A 景観形成支援事業実施細則第4条（助成の変更）では、申請した内容を（工事）変更するときは、変更交付申請が必要なことを定めているが、事前協議書（様式例-9）に基づく審査により「軽微な変更」と認めるものについては変更交付申請が不要としている。ここでいう「軽微な変更」とは、「通り等から見える部分の工事（＝助成対象経費）」について以下の①かつ②、又は③に適合するものをいう。

①変更する工事の内容が、以下のすべてを満たすもの

- ・通り等から見える部分において、意匠・色彩・素材に変更がないこと
- ・外壁の異なる仕上材の面積比率の変更が20%以内の範囲であること
- ・開口部の位置変更が同一壁面内で1m以内の範囲であること
- ・個々の開口部の面積変更が20%以内の範囲であること

②助成申請額の減額が20%以下かつ10万円以下のもの

③その他、センターが認めるもの

2 申請額の算出方法

Q2-1 笠木をGL鋼板とした木塀

A 笠木にGL鋼板（一般工法）を用いた木塀にあつては、全体を助成率1/3で算出する。



Q2-2 瓦葺きで塗装（モルタル下地）したCB塀

A トップ(笠木)を瓦葺きとしたCB塀は、仕上げにかかる工事費のうち瓦工事費が過半を占める場合がほとんどであることから、原則、躯体工事の費用を含めて助成率1/3で助成する。なお、簡易な塀瓦（丸瓦等）で葺く場合は、瓦工事費の占める割合により助成率を判断する。



瓦葺きのCB塀



塀瓦（丸瓦）を使用したCB塀

Ⅲ その他

Q1-1 所得税法上の修景助成交付金の取扱い

A 所得税法第 42 条第 1 項で、国又は地方公共団体の補助金の不算入が規定されているが、公益財団法人である当センターはこれに該当しない。よって、交付金は一時所得として総収入に参入する必要がある。

《R7 年度追加分》

Q1-1 和瓦葺き漆喰塗り箇所ひび割れコーキング補修

A 和瓦葺きの瓦の接合部の漆喰のひび割れをコーキング材で補修する事例が散見されるが、以下の理由により、恒久的な修理方法としては不適切と判断されるため、助成対象外として取扱う。

- ・コーキング材は主にパネル間の目地などの目地埋め用途を想定した材料である。
- ・ひび割れ補修に使用されることはあるが、ひび割れの奥まで浸透するような粘性ではない。
- ・漆喰は表面強度がそれほど高くなく、液剤も浸みこみやすいため、一般的には接着剤やシーリング材の接着性及び付着性があまり発揮されない。



Q1-2 領収書としてのオンライン出力した「振込明細データ」

A オンラインで出力した金融機関の「振込明細データ」には、①取引内容、②領収書発行者の住所・氏名・連絡先、の記載がない。よって、それらを補足する資料として、①及び②が記載された請求書を併せて添付す必要がある。

